

津市芸濃スクールバス運行管理要綱

平成24年3月31日教育委員会訓第2号

改正 平成25年3月29日教育委員会訓第1号

改正 令和4年3月31日教育委員会訓第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市立芸濃小学校（以下「芸濃小学校」という。）の児童の通学用として運行するスクールバス（以下「スクールバス」という。）の円滑で安心かつ適正な管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 前条に規定する管理運営を執行するため、安全運転管理者及び整備管理者を置く。

(安全運転管理者)

第3条 安全運転管理者は、芸濃教育事務所職員から選任する。

2 安全運転管理者の職務は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の10及び津市安全運転管理規程（平成18年津市訓令第18号）の規定の例による。

3 安全運転管理者は、スクールバスの運行状況を把握するため、津市芸濃スクールバス運転業務日誌（別記様式）を備え付け、運転者に記録させるものとする。

(整備管理者)

第4条 整備管理者は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条第1項の規定により、芸濃教育事務所職員から選任する。

2 整備管理者の職務は、津市自動車整備管理者規程（平成18年津市訓令第26号）に定めるところによる。

(使用の範囲)

第5条 スクールバスの使用は、芸濃小学校に通学する児童の輸送のみに限るものとする。ただし、芸濃教育事務所長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定め

る。

附 則

この訓は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教育委員会訓第1号）

この訓は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日教育委員会訓第1号）

この訓は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

津市芸濃スクールバス運転業務日誌

【運行車両： 】

安全運転 管理者	整備 管理者	担 当

運行年月日	年 月 日（ ）	天気	【登校】	【下校】
学校行事等				
	【登 校】	【下校①】	【下校②】	
運転者				
乗車人数	人	人	人	
不乗車人数	人	人	人	
運行・児童 の状況				
出発時間	時 分	時 分	時 分	
到着時間	時 分	時 分	時 分	